

人員配置体制加算（共同生活援助）別紙 37 入力マニュアル

1. はじめに

本マニュアルは令和 6 年度報酬改定に伴い新設された共同生活援助の人員配置体制加算について、加算届の入力の補助となるよう作成されたものです。

加算の算定にあたっては、事前に必ず報酬告示及び留意事項通知を熟読し、要件を理解したうえで様式への入力を行ってください。

「人員がいるはずなのに不可になってしまう」「数字が入力できない」等、電話をいただいても、エクセル上の原因は多岐にわたるため、内容についてはお答えできません。今一度通知等や記載例を確認したうえでご対応ください。

2. 使い方

(1) 「参考表」を入力。

(2) 「別添参考様式（人員配置体制確認表）」を「参考表」や記載例、Sheet 下部の手順を参考に入力。

(3) 「別添参考様式（人員配置体制確認表）」の 7 人員配置体制加算の算定における必要加配数部分に【可】が表示されていることを確認。

※ただし、世話人、生活支援員それぞれについて、常勤換算で基準上必要な員数を満たしてください。

(4) 本マニュアル赤太字を参考に「別添参考様式（人員配置体制確認表）」から「人員配置体制加算（共同生活援助）」へ数字を転記。

(5) 「人員配置体制加算（共同生活援助）」において、【可】が表示されていれば算定可能。

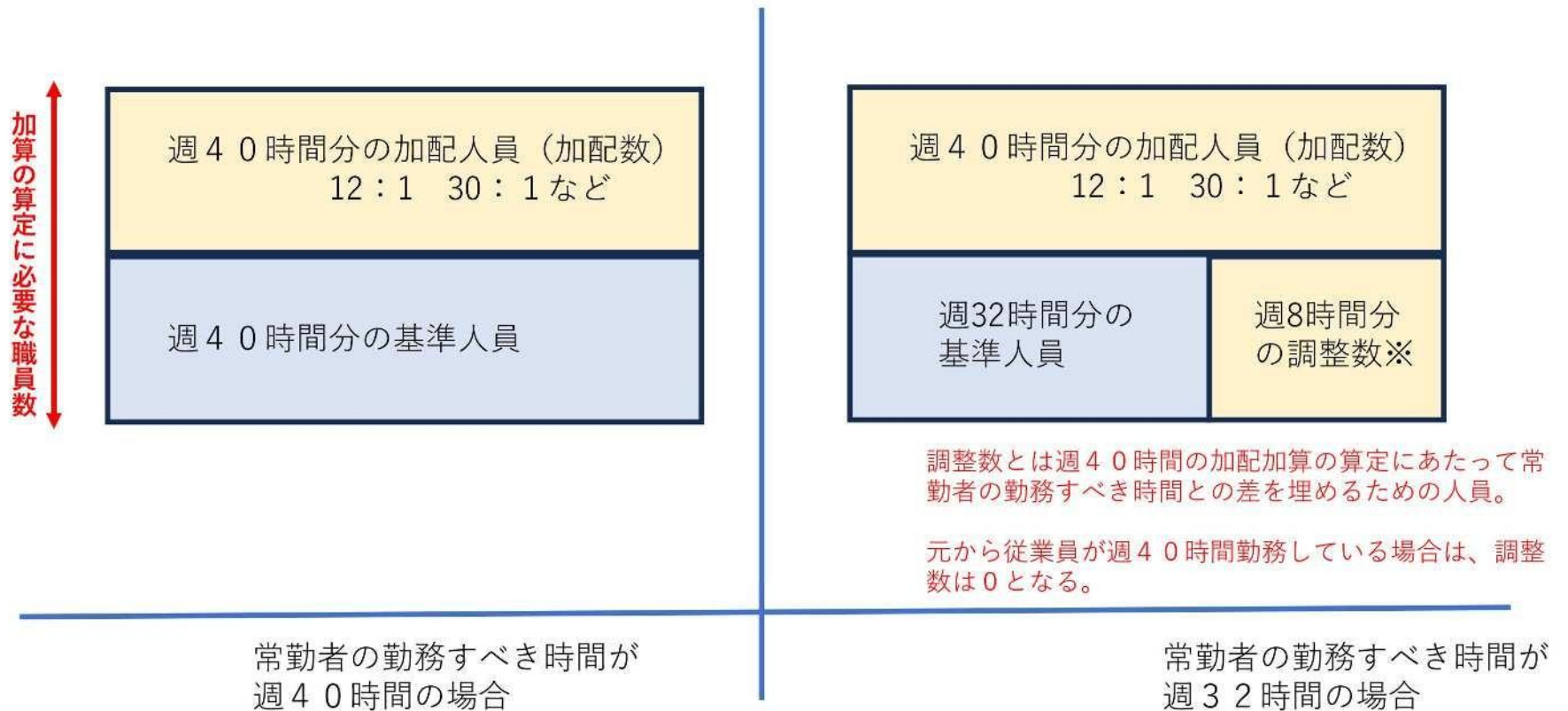
3. 注意点

(1) 本マニュアルは介護サービス包括型で 1 2 : 1 の算定例を使用していますが、他の型や区分についても基本的な考え方は同様であるため、適宜読み替えてください。

(2) 加算提出の際は、「人員配置体制加算（共同生活援助）」及び「別添参考様式（人員配置体制確認表）」、「参考表」のいずれもご提出ください。

(3) 入力内容によっては、赤字でコメントが出ます。内容を確認して必要に応じて修正してください。

本加算算定のイメージ図



(別紙37)

年

月

日

人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）

1 法人・事業所の名称

2 異動区分

1 新規

2 変更

3 終了

3 サービス種別

1 介護サービス包括型

2 外部サービス利用型

3 日中サービス支援型

4 申請する加算区分

人員配置体制加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ・Ⅼ・ⅭⅩⅣ）

5 利用者数

前年度の利用者数の
平均値

人

※ 新設の場合は推定値

6 人員体制

特定従業者数換算で（ 12：1 ・ 30：1 ・ 7.5：1 ・ 20：1 ）以上加配

7 人員配置の状況

（一） 6の人員体制において満たすべき算定要件の算出

○指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

	世話人①	生活支援員②	合計（(a)=①+②）
常勤換算数	1人	3人	0人
勤務延べ時間数	2時間	4時間	0時間

○6の人員体制を満たすために加配すべき世話人等

	加配する 世話人等(b)	調整数(c)
勤務延べ時間数	-5時間	-7時間

※例えば別添参考様式にて不足加配数が「-48」と記載されている場合、勤務延べ時間数欄には「48」と記載してください。

特定従業者数（(a)+(b)+(c) = (d)、(d)の値から（e）を算出）

	世話人等
特定従業者数(e)	1+3+(-6)+(-8)
勤務延べ時間数(d)	0時間

（二） 現時点で配置している世話人等の特定従業者数

	世話人等
特定従業者数	(f) 9+11人
勤務延べ時間数	10+12時間

（三） 人員配置体制加算 算定の可否

可	(e) < (f) = 必要な特定従業者数を満たしているため可
否	(e) > (f) = 必要な特定従業者数を満たしていないため否

注1 「申請する加算区分」には、該当する番号（Ⅰ～ⅭⅩⅣ）に○を付してください。

注2 「人員体制」には、該当する箇所に○を付してください。

注3 ここでいう特定従業者数とは、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16号ロに規定する特定従業者数換算方法により算定した従業者数をさします。

注4 調整数とは、常勤換算方法による基準上おくべき従業者数において、当該事業所の常勤換算における所定労働時間が40時間未満であった場合に、特定従業者数換算方法により算出された場合の値との差分をいいます。

人員配置体制確認表 確認表

法人・事業所名

事業所番号

定員

15

1 サービス類型

○	介護サービス包括型事業所
	外部サービス利用型事業所
	日中サービス支援型事業所

3 利用者数

	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
利用者数（平均）				6.0人	4.0人	5.0人	15.0人
個人居宅介護利用者（再掲）							0.0人
定員増人数							0.0人
計	0.0人	0.0人	0.0人	6.0人	4.0人	5.0人	15.0人

定員増から6か月未満の場合に、
増加した定員数×0.9の数字を「定員増人数」欄に記載する。

③新設又は増改築等の時点から1年以上

従業者数

5 当該事業所における基準上置くべき従業者数

6 加配している特定従業者数

開所から6か月以内の事業所は、定員数と利用者合計数が一致しない場合、
『事業者名簿』の定員数と想定される利用者数が一致しません」と表示されます。

世話人6：1	2.0
世話人5：1	FA
生活支援員	4.0人
合計	6.5人

128.0	160.0
208	260

生活支援員	4.2人	134.4	168.0
合計	6.7人	214	268

7 人員配置体制加算の算定における必要加配数

調整数：

常勤換算方法による基準上おくべき従業者数において、当該事業所の常勤換算における所定労働時間が40時間未満であった場合に、特定従業者数換算方法により算出された場合の値との差分をいう。

介護包括サービス型・外部サービス利用型

12:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-1.2	-48.0
不足調整数	-1.3	-52.0
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対しての加配状況	0	7

30:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-0.5	-20.0
不足調整数	-1.3	-52.0
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対しての加配状況	1	35

12:1 可

30:1 可

日中サービス支援型

7.5:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-2.0	-80.0
不足調整数	-1.3	-52.0
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対しての加配状況	-0.7	-25

20:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-0.7	-28.0
不足調整数	-1.3	-52.0
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対しての加配状況	0.6	27

7.5:1

20:1

加配分を含めた配置職員の総数との比較で可否が判定されます。

世話人、生活支援員それぞれにおいて常勤換算で必要な数以上の勤務時間が確保されない場合にも「可」が表示される場合がありますのでご注意ください。

4 基準上置くべき従業者数				5 当該事業所における基準上置くべき従業者数				6 加配している特定従業者数					
		常勤換算数		特定従業者 用の勤務延 べ時間数			常勤換算数		特定従業者 用の勤務延 べ時間数			特定従業者数換算数	
		常勤換算に よる人数	勤務延べ 時間数				常勤換算に よる人数	勤務延べ 時間数				特定従業者数 換算による人 数	勤務延べ 時間数
世話人 6 : 1		2.5人 1	80.0 2	100.0	世話人 6 : 1		2.5人	80.0	100.0	世話人等		2.5人 9	100.3 10
世話人 5 : 1		FALSE	0.0	0.0	世話人 5 : 1		FALSE	0.0	0.0	合計		2.5人	100
生活支援員		4.0人 3	128.0 4	160.0	生活支援員		4.2人	134.4	168.0				
合計		6.5人	208	260	合計		6.7人	214	268 12				

7 人員配置体制加算の算定における必要加配数

調整数：

介護包括サービス型・外部サービス利用型

12:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-1.2 6	-48.0 5
不足調整数	-1.3 8	-52.0 7
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対して の加配状況	0	7

12:1

可

30:1の場合	特定従業者数	勤務延べ時間
不足加配数	-0.5	-20.0
不足調整数	-1.3	-52.0
加配状況	2.6	106.7
算定要件に対して の加配状況	1	35

30:1

可

従業員の勤務体制一覧表

	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	特定従業者換算後の人数	兼務先		
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯	サービス管理責任者	管理者				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		80	20.00				
		サービス管理責任者			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40.00					
		サービス管理責任者																															0	0.00				
																																	0	0.00				
																																	0	0.00				
																																	0	0.00				
	世話人	世話人A				8			8	8				8			8	8				8			8	8			8		8	8		96	24.00	2.5	2.0	
		世話人B			4		7				1	4	4		7			1	4	4		7	2		1	4	4					7	61	15.25				
		世話人C			4		7				1	4	4		7			1	4	4		7	2		1	4	4				7	61	15.25					
		世話人D							7			1	4	4		7			1	4	4		7	2		1	4			7	4	57	14.25					
		世話人E							7			1	4	4		7			1	4	4		7	2		1	4			7	4	57	14.25					
																																	0	0.00				
																																	0	0.00				
																																	0	0.00				
	生活支援員	生活支援員A				7	7			7	7			7	7		7	7	7		7	7		7	7		7	7			7	105	26.25	4.2	3.3			
		生活支援員B				7	7			7	7			7	7		7	7		7	7		7			7				7	91	22.75						
		生活支援員C			7		7	7	7	7	7		7		7	7	7	7		7		7	7		7	7		7			119	29.75						
		生活支援員D			7			7	7	7	7		7			7	7	7	7		7		7	7	7	7		7			112	28.00						
		生活支援員E			7			7	7	7	7		7			7	7	7	7		7		7	7	7	7		7			112	28.00						
																																	0			0.00		
																																	0			0.00		
	世話人・生活支援員の合計				29	22	35	29	57	23	22	31	30	43	29	57	23	22	31	30	57	33	43	27	22	31	23	35	8	43	0	36	887	217.75	6.7	5.3	11	
	総合計				34	34	47	34	62	16	22	36	42	55	34	62	16	22	36	42	62	45	48	20	22	36	35	40	20	48	0	36	919	277.75				
1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数（就業規則上に定める時間数）																														32								